

旧薬事法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○旧薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>別表第一の二（第一百五十五条関係）</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 その他の医薬品であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(54)（略）</p> <p>(55) ニーアミノー三ー（四ーブロモベンゾイル）フェニル酢酸 （別名ブロムフェナク）、その塩類及びそれらの製剤</p> <p>(56) 三ー（一ー「二ー（一ー「四ー（アミノ一（一（ヘキソキシ）カルボニル」イミノ」メチル）フェニル」アミノ」メチル）一ーメチル一Hーベンゾイミダゾール一五ーイル」カルボニル」（ピリジン一ニール）アミノ）プロパン酸エチルエステル（別名ダビガトランエテキシラート）、その塩類及びそれらの製剤</p> <p>(57) 四ーアミノーNー（一ーベンジル一四ーピペリジル）一五</p>	<p>別表第一の二（第一百五十五条関係）</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 その他の医薬品であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(54)（略）</p> <p>(55) ニーアミノー三ー（四ーブロモベンゾイル）フェニル酢酸 （別名ブロムフェナク）、その塩類及びそれらの製剤</p> <p>（新設）</p> <p>(56) 四ーアミノーNー（一ーベンジル一四ーピペリジル）一五</p>

―クロロ―オルト―アニサミド（別名クレボプリド）、その  
塩類及びそれらの製剤

(58) |  
↳  
(249) |  
(略)

(250) |  
(二E) ―ニ―シアノ―三―(三・四―ジヒドロキシ―五  
―ニトロフェニル)―N・N―ジエチルプロプ―ニ―エンア  
ミド（別名エンタカポン）及びその製剤

(251) |  
二―「三―シアノ―四―(ニ―メチルプロポキシ)フエニ  
ル」―四―メチルチアゾール―五―カルボン酸（別名フエブ  
キソスタツト）及びその製剤

(252) |  
一―シアノ―ニ―メチル―三―「二―「(五―メチル―  
四―イミダゾリル)メチル」チオ」エチル」グアニジン（別  
名シメチジン）及びその製剤

(253) |  
↳  
(623) |  
(略)

(624) |  
リン酸二水素ナトリウム一水和物及び無水リン酸水素二ナ  
トリウムを併せて含有する内用剤

―クロロ―オルト―アニサミド（別名クレボプリド）、その  
塩類及びそれらの製剤

(57) |  
↳  
(248) |  
(略)

(249) |  
(二E) ―ニ―シアノ―三―(三・四―ジヒドロキシ―五  
―ニトロフェニル)―N・N―ジエチルプロプ―ニ―エンア  
ミド（別名エンタカポン）及びその製剤

(新設)

(250) |  
一―シアノ―ニ―メチル―三―「二―「(五―メチル―  
四―イミダゾリル)メチル」チオ」エチル」グアニジン（別  
名シメチジン）及びその製剤

(251) |  
↳  
(621) |  
(略)

(622) |  
リン酸二水素ナトリウム一水和物及び無水リン酸水素二ナ  
トリウムを併せて含有する内用剤

(626) | (625)

ワクシニアウイルス接種家兔炎症皮膚抽出液及びその製剤

ロミプロスチム及びその製剤

(623) |

ワクシニアウイルス接種家兔炎症皮膚抽出液及びその製剤

(新設)